

## 公の施設 指定管理者導入チェック

Q1. 個別法制度上、管理運営を民間事業者等に委ねることに制約がありますか？

はい

直営

いいえ

Q2. 次の(ア)～(エ)のうち、該当項目がありますか？

- (ア) 施設の設置目的や性質、総合計画及び各種計画等の理念などの観点から、指定管理者に委ねることは不適當である。
- (イ) 管理代行を委ねるだけの能力のある民間事業者等がない、市民団体等の活動基盤が強固でない。
- (ウ) 思想、信条及び宗教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取扱い、行政が直接実施する妥当性が高い。
- (エ) 政策的見地から特定の団体等に、個別の業務を委託しており、指定管理者が一括して管理を実施することで特定の団体が業務受託の機会を失うことが明らかである。

はい

直営

いいえ

Q3. 次の(ア)～(カ)のうち、該当項目がありますか？

(該当する数が多いほど指定管理者の妥当性が高い)

- (ア) 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模などを勘案して、民間事業者等の運営が可能である。
- (イ) 利用に関する公平性等について、直営でなければ確保できない明確な理由がない。
- (ウ) 指定管理者に委ねても、従来のサービスが低下しない。
- (エ) 指定管理者に委ねることにより、サービスの向上や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- (オ) 利用料金制を導入できる収益的施設である。
- (カ) 指定管理者に委ねることでコスト削減が図れる可能性がある。

いいえ

Q2に立ち返り、直営の妥当性を再度点検してください。

はい

指定管理者制度